相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鴨川市宮一二二一番地一、最後の住所千葉県館山市国分五八番地の六

被相続人　亡　鈴木　廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

事務所千葉県木更津市新田一―一〇―三一マルコビル一〇二　山口仁法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市辻堂三丁目六三六六番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市東海岸南六丁目三番三四号　被相続人　亡　山崎　勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

横浜市中区尾上町三丁目四六番地木村ビル八階

相続財産管理人　弁護士　川島　通世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県岩船郡関川村大字大島二二八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　木村　靈秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

新潟県新発田市新富町二丁目一番一号アルプスワンビル　二A若槻直大法律事務所

相続財産管理人　弁護士　若槻　直大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市郡町二部八五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　濱田きみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

石川県七尾市亀山町七〇番地

相続財産管理人　藤井　昭雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市南区西島町八二三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　倉橋　智男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

静岡県浜松市西区舞阪町舞阪四五一一番地の二

相続財産管理人　山田　晃代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市花沢町三丁目二〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤　雄二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

愛知県津島市蛭間町字西屋敷一〇八九番地

相続財産管理人　古瀬　晶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区喜多見八丁目一四番、最後の住所愛知県名古屋市緑区鳴子町二丁目六八番地ライオンズ鳴子グランヒルフォート三〇二号　被相続人　亡　小中　祐

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目九番七号バンケービル四階C室

相続財産管理人　弁護士　小島　智史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県熊野市新鹿町四一二番地、最後の住所三重県熊野市有馬町四五二〇番地三二九

被相続人　亡　三石　生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

事務所三重県津市丸之内養正町四―一森永三重ビル二階　三重綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　庄司　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名市大字福島九六二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小林千代治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

事務所三重県四日市市浜田町六番一一号サムティ四日市ビル七階　みなと総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青木　透

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県由布市挾間町下市七八番地　最後の住所三重県鈴鹿市池田町一〇六八番地の二〇

被相続人　亡　岡本　和利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

三重県津市栄町二丁目四六番地

相続財産管理人　弁護士　水谷　昌人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県長浜市寺田町一一〇番地、最後の住所滋賀県長浜市室町五二番地

被相続人　亡　茂森　こう

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十三日

事務所滋賀県甲賀市水口町綾野三番三一号二階三号

相続財産管理人　司法書士　池元　優子

第25期決算公告

平成26年12月18日

仙台市青葉区五橋二丁目11番1号

太陽工業ジオテクノサービス株式会社

代表取締役　正城　孝幸

貸借対照表の要旨（平成26年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	529,383
	固定資産	42,485
	合計	571,868
負債及び純資産の部	流動負債	480,700
	固定負債	3,116
	株主資本	88,052
	資本金	20,000
	利益剰余金	68,052
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	63,052
	（うち当期純利益）	(5,503)
	合計	571,868

第44期決算公告

平成26年12月18日

北海道滝川市幸町三丁目3番16号

道央建鉄株式会社

代表取締役　植松　修治

貸借対照表の要旨（平成26年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	328,493
	固定資産	44,604
	合計	373,098
負債及び純資産の部	流動負債	203,053
	株主資本	170,045
	資本金	40,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	120,045
	その他利益剰余金	120,045
	（うち当期純利益）	(57,959)
	合計	373,098

第23期決算公告

平成26年12月18日

北海道滝川市幸町三丁目9番3号

道央建機サービス株式会社

代表取締役　植松　修治

貸借対照表の要旨

（平成26年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	60,659
	固定資産	6,983
	合計	67,642
負債及び純資産の部	流動負債	16,962
	株主資本	50,680
	資本金	10,000
	利益剰余金	40,680
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	38,180
	（うち当期純利益）	(2,371)
	合計	67,642